

新宿区学童クラブ利用要件のある児童の優先順位

優先 順位	項目	保護者及び保護者にかわりうる者の状況
1	区民	※転入予定者を含む
2	緊急性の高い世帯	危険性又は緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯
3	心身障害	心身に障害のある児童
4	学年	低い学年を優先
5	不存在	(1)両親 (2)ひとり親で保育協力可能な祖父母無 (3)ひとり親で保育協力可能な祖父母有
6	基準指数が高い世帯	調整前の基準指数が高い世帯
7	類型項目での優先	(1)疾病・心身障害 (2)就労 ①居宅外 ②居宅内 (3)看護・介護 (4)就学 (5)技能習得 (6)育児休業
8	就労時間	(※)日中就労の保護者の就労等の開始時間が早い世帯及び終了時間が遅い世帯(通勤時間を含む) ※保護者または保護者にかわりうる者の中で開始時間が一番遅い者及び終了時間が一番早い者を基準とする。
9	待機期間	申請からの待機期間が長い世帯
10	滞納	申請時点で利用料滞納のない世帯

(※)日中…定期利用の場合、正午から午後6時までの時間帯を、学校休業期間利用の場合、午前8時から午後6時までを含む時間帯